

東海北信越学生体操連盟規約

第1章 設置規程

第1条 本連盟は全日本学生体操連盟規約第10章及び支部規定に基づき、全日本学生体操連盟の西日本地区東海北信越支部とする。

第2章 名称及び事務所

第2条 本連盟は東海北信越学生体操連盟と称する。

第3条 本連盟は事務所を愛知県豊田市貝津町床立101 中京大学内におく。

第3章 目的及び事業

第4条 本連盟は加盟者相互の融和をはかり、あわせて体操の健全なる普及及び発展をもって目的とする。

第5条 本連盟は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 東海北信越体操選手権大会の主催及び確立
1. 西日本学生体操選手権大会の主催及び確立（関西・九州学生体操連盟との共催）
1. 東海北信越学生新体操選手権大会兼東海北信越学生体操交流大会の主催及び確立
1. 刊行物の発行
1. その他本連盟の目的達成に必要な事業

第4章 組織

第6条 本連盟は全日本学生体操連盟の東海北信越地域に所在する加盟大学、及び本連盟の目的に賛同するものをもって組織する。

第5章 加盟及び脱退

第7条 全日本学生体操連盟規約第4章加盟規約及び脱退規程に準ずる。

第6章 役員

第8条 本連盟は原則として下記の役割を置く

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 会長(1名) | 1. 副会長(若干名) |
| 1. 顧問(若干名) | 1. 参与(若干名) |
| 1. 監事(1名) | 1. 委員長(1名) |
| 1. 副委員長(1名) | 1. 会計(1名) |
| 1. 会計補佐(1名) | 1. 庶務部長(若干名) |
| 1. 渉外部長(若干名) | 1. 競技部長(若干名) |
| 1. 幹事 事務所所在県加盟大学から体操競技・新体操競技男女各1名 | |
| 1. 委員 加盟大学から体操競技・新体操競技男女各1名 | |
| 1. 評議員 加盟大学から体操競技・新体操競技男女各1名 | |

第9条 すべての役員は役員総会において決定する。

第10条 会長は役員総会で推挙する。

会長は本連盟を代表し、本連盟の会務を総理する。

- 第11条 副会長は会長が推挙し、役員総会に諮問する。
副会長は会長を葉指し、会長事故のあるときはその職務を代行する。
- 第12条 顧問は本連盟に幹事を派遣している各加盟大学関係者ならびに本連盟役員経験者中より役員総会において応ずる。
顧問は本連盟の最高の諮問に応ずる。
- 第13条 参与は学識経験者、業者、本連盟功労者より役員総会において推挙する。
参与は重要事項の諮問に応ずる。
- 第14条 監事は会長が推挙する。
監事は本連盟の業務及び財産を監査する。
- 第15条 委員長は委員中より互選する。
委員長は学生役員を掌理する。
- 第16条 副委員長は委員中より掌理する。
副委員長は委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する。
- 第17条 会計は委員中より互選する。
会計は本連盟の会計業務を掌握する。
- 第18条 会計補佐は委員中より互選する。
会計補佐は会計を補佐し、会計に事故あるいはその業務を代行する。
- 第19条 委員長・副委員長・会計・会計補佐以外に庶務部長・渉外部・競技部長を委員中より互選する。
- 第20条 委員長・副委員長・会計・会計補佐・庶務部長・渉外部・競技部長を総称して常任委員会と称し、連盟の運営、業務を処理する。
- 第21条 幹事は事務所所在県加盟大学より体操競技・新体操男女別に推挙する。(委員選挙は本連盟の加盟を除く)
- 第22条 委員は加盟大学より体操競技・新体操男女別に互選する。
委員は本連盟を運営し、その業務を処理する。
- 第23条 評議員は加盟大学中より体操競技、新体操競技男女各1名を推挙する。(委員選出の加盟を除く)
- 第24条 全日本学生体操連盟諸規約第5章第10条第22条により委員長ならびに副委員長を本連盟の代表委員とする。
- 第25条 西日本学生体操選手権大会の会長は主管する学生体操連盟の会長がこれにあたる。
- 第26条 すべての役員は会長が委嘱する。
- 第27条 役員の任期は原則として1年とする。但し、補欠による任期は前任者の残任期間とする。役員は任期満了しても後任者就任するまでその任務を遂行する。
- 第28条 役員総会の決議により、名誉役員(若干名)を置くことが出来る。
名誉役員として顧問及び参与の会賓を置く。
会賓には前述の規定を適用しない。
- 第29条 常任委員会以下は選出後、その所属する大学及び全日本学生体操連盟の登録資格を失った時はその資格を失う。
- 第30条 役員はすべての本連盟業務に関する報酬(日当、宿泊費、交通費等を除く)を受けることは出来ない。

第7章 学 生 役 員

第31条 全日本学生体操連盟規約第6章に準ずる。

第8章 会 議

〈 1 . 役 員 総 会 〉

第32条 役員総会は第6章第8条の役員を持って構成する。

第33条 役員総会は本連盟の最高決議機関であり、年1回以上会長がこれを召集する。また、会長は委員中の過半数及び幹事・常任委員中の4分の3以上から要求があったときは役員総会を召集しなければならない。

第34条 決議権を有する役員は、第6章第8条の役員とする。

第35条 役員総会は決議権を有する役員の過半数の出席をもって成立する。但し、代理役員を出席せしめることが出来る。しかし、代理役員は本連盟加盟者に限る。また、委任状による出席もこれを認める。(但し、白紙委任状は除く)

第36条 役員総会の議長は会長とする。

第37条 役員総会の議長は出席役員名(委任状は除く)の過半数の賛成を持って決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。但し、重要事項については出席役員(委任状も含む)の3分の2以上を賛成をもって決する。重要事項の認定は役員総会中における動議により議長が賛否をとる。

第38条 会長・常任委員は再審査要求権を有する。

第39条 役員総会は本連盟の最高決議機関として下記の事業を行う。

1. 予算並びに決議
1. 役員の改選
1. 規約の改正
1. その他重要な事項

〈 2 . 幹 事 会 〉

第40条 幹事会は常任委員・幹事をもって構成し、会長または委員長がこれを召集する。

幹事会は役員総会に準ずる決議権を有する。

第41条 幹事会は常任委員・幹事の3分の2以上の賛成をもって成立する。

議長は出席役員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第42条 幹事会において常任委員は、再審査要求権を有する。

〈 3 . 常 任 委 員 会 〉

第43条 常任委員会は常任委員をもって構成し、委員長が必要と認めたときにこれを召集することが出来る。

第44条 常任委員会は役員総会の提出する議案の作成、役員総会で決議された事項の執行及び本規約の定めた事項の執行にあたる。

第9章 財 務

- 第45条 本連盟各年度の経費は本部補助金支部還元金と事業によって生ずる収入、寄付金及び、その他の収入によってこれにあたる。
- 第46条 本連盟の会計を一般会計と特別会計とに分ける。
- 第47条 本連盟の会計年度は、各年度役員総会に始まり、翌年役員総会に終わる。
- 第48条 会計年度の終わりにおいて余剰金のある時は、翌年度に繰り越す。
- 第49条 特別会計の決議後、余剰金のある時は一般会計に繰り入れる。
- 第50条 本連盟の予算及び決算は年度毎に常任委員会で作成し、役員総会の承認を得ることを要する。

第10章 罰 則

- 第51条 役員において本連盟の目的に違反するものは常任委員理事会の決議によりその資格を失う。
- 第52条 加盟大学において委員選出規約に違反する大学は常任委員会の決議により1年間、本連盟主催の大会への出場を停止する。

第11章 附 則

- 第53条 本連盟の規約改正は、役員総会において決議権を有する出席役員〈委任状も含む。但し、白紙委任を除く〉の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 第54条 本連盟が全日本学生体操連盟の支部である限り、全日本学生体操連盟の規約改正が生じた場合、常任理事会の承認において改正する。
- 第55条 本規約は、平成15年4月1日より施行する。

東海北信越学生体操連盟規約

平成15年4月1日 施行
平成21年4月1日 一部改訂
平成26年4月1日 名称訂正

平成27年度東海北信越学生体操連盟役員名簿

会 長	三上 肇		
副 会 長	前田 節夫	上原 三十三	
参 与	村手 一斗		
監 査	川端 昭夫		
幹 事 長	西村 紳		
副 幹 事 長	高田 浩気		
会 計	西村 紳		
会 計 補 佐	高田 浩気		
委 員	田鎖 光二郎	島田 直弥	川崎 友裕

※学連員、準学連員は役職のない学生役員に属す